

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

財務部 税務課

許認可等の内容		自動車の臨時運行の許可	財 No. 1
---------	--	-------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則第 3 条第 1 項	
審査基準	関係条項	鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則第 3 条第 2 項、第 4 条及び第 5 条 自動車損害賠償保障法第 7 条 道路運送車両法第 5 8 条第 1 項及び第 2 0 条第 2 項 道路運送車両の保安基準 道路運送法第 4 0 条及び第 4 1 条又は第 8 1 条 鹿沼市手数料条例第 2 条 鹿沼市自動車臨時運行許可事務取扱規程第 2 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 自動車の臨時運行の許可の申請に際しては、自動車損害賠償保障法（昭和 3 0 年法律第 9 7 号）第 7 条に規定する自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「保険証明書」という。）を提示しなければならない。 2 許可基準 許可申請があったときは、次の各号に該当すると認められるものについて許可する。 (1) 提出された申請書が別に定める要綱により適正に記載されていること。 (2) 許可を受けようとする自動車の種別は、道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車で、道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）に規定する制限を超えないものとする。ただし、申請した自動車の長さ、幅及び高さ又は軸重及び輪荷重が制限を超える場合で陸運局長から保安上の危険がない旨認定されたときは、この限りでない。 (3) 許可を受けようとする自動車は、登録を受けていない自動車とする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 自動車検査証の有効期間が満了したため、新規検査又は継続検（裏面 1 へ）	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 令和 8 年 1 0 月 1 日変更（※出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う在留カード等のマイナンバー制度との一体化による改正） 平成 年 月 日変更（※ ）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※外国人登録法の廃止等に伴う整理 ） 平成 年 月 日変更（※ ）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

財務部 税務課

許認可等の内容	自動車の臨時運行の許可	財 No. 1
---------	-------------	---------

(裏面 1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	査を受けようとするとき。 イ 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 40 条及び第 41 条又は第 81 条の規定により停止処分を受けて領置された登録番号標の返付を受けようとするとき。 ウ 登録番号標の再交付を受けようとするとき。 エ 法第 20 条第 2 項の規定により停止処分を受けて領置された登録番号標の返付を受けようとするとき。 (4) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められること。 (5) 運行の期間が、運行の目的及び経路等を勘案し必要最少日数であると認められること。 (6) 前条第 2 項の規定により提示された保険証明書の保険期間が提示の日から運行期間満了日までの期間全部を充足すること。 (7) 第 9 条の規定により、鹿沼市手数料条例(昭和 48 年鹿沼市条例第 8 号)第 2 条の規定による手数料が納付されたこと。 3 審査 許可申請に対する審査は、前条に規定する許可基準によるほか、必要がある場合は、次の各号の定めにより行うものとする。 (1) 申請人について不審がある場合は、次に掲げる居住の事実を証する書面を提示させ、申請人を確認した上、自動車の所有権、使用权等について問いただすこと。 ア 身分証明書 イ 個人番号カード ウ 運転免許証 エ 住民票の写し オ 印鑑登録証明書 カ 在留カード又は特別永住者証明書、特定在留カード、特定特別永住者証明書 キ その他本人又はその代理人であることを証することのできるもの (2) 自動車について不審がある場合は、車台番号の拓本を提出させること。ただし、次に掲げる書面により自動車の同一性が確認できるときは、この限りでない。 ア 自動車検査証 イ 限定自動車検査証 ウ 抹消登録証明書(検査証返納証明書) エ 通関証明書 オ 完成検査終了証 カ メーカー発行の譲渡証明書又は製作証明書 キ その他自動車の同一性を確認できる書面 (3) 保険証明書に車台番号がなく、登録番号が記載されているときは、当該登録番号に係る自動車検査証の提出を求め、検査証に記載してある車台番号と申請書の車台番号と照合し、確認すること。 (4) その他不審がある場合は、申請人に対し、説明を求めること。 (裏面 2 へ)
------	---------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

財務部 税務課

許認可等の内容	自動車の臨時運行の許可	財 No. 1
---------	-------------	---------

(裏面 2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	4 申請書記載要領 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書の記載要領は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 使用インキは、黒又は青とする。 (2) 住所欄、氏名又は名称欄 ア 自然人の場合 住所欄に住所を、氏名又は名称欄に氏名を正確に記載し、押印すること。 イ 法人の場合 住所欄に所在地を、氏名又は名称欄に名称及び代表者名を正確に記載し、代表者印を押印すること。 (3) 車名欄 自動車の正式車名を記載すること。 例 いすゞ ニッサン トヨタ等 別表第 1 (4) 形状欄 自動車の種別及び用途を記載すること。 例 バス 乗用車 トラック 2 輪 ロードローラー 工作車等 別表第 2 (5) 車台番号 車名(フレーム)に打刻されている記号番号を記載すること。 例 R×60—258567 ただし、車台番号のないものでシリアル番号のあるものは、その番号を記載すること。 (6) 運行の目的欄 目的の内容を具体的に記載すること。 試運転 ブレーキテスト エンジンテスト等 回送 車両検査 販売引渡等 (7) 運行の経路欄 運行の目的遂行のための必要最短経路の発着地点名及び主要経由地点名を記載すること。 例 鹿沼市～A 村～B 町～C 市 (8) 運行の期間欄 5 日以内の必要な日数を記載すること。 ただし、やむを得ず 5 日を超える場合には、備考欄にその旨を詳細に記載すること。 (9) その他 同一自動車につき継続して許可申請をする場合には、備考欄に必要な事由を詳細に記載すること。
------	-------------------------	---